

京都市都市計画局建築請負工事検査技術基準

平成14年3月28日都市計画局長決定

改正 平成15年5月29日、平成23年5月23日

(趣旨)

第1条 この基準は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目第4条に規定する検査の方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語は、京都市都市計画局建築請負工事検査細目において使用する用語の例によるものの他、次の各号に定めるところによる。

- (1) 確認 書類、機材及び施工状態について、設計図書のとおりに行われているか確かめることをいう。
- (2) 審査 書類、機材及び施工状態について、適正に実施されているか判断することをいう。
- (3) 出来形 工事の目的物の物理的に出来た部分をいう。

(検査の実施)

第3条 検査職員は、別表に示す項目について検査を実施するものとする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月29日決定)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成15年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事検査技術基準の規定は、この基準の施行の日以後に契約した工事から適用する。

附 則 (平成23年5月23日決定)

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この基準による改正後の京都市都市計画局建築請負工事検査技術基準の規定は、平成23年4月1日以後に契約した工事から適用する。

別表 （第3条関係）

項 目	検 査 内 容	関連図書
1 契約条件及び条件変更に関する検査 (1) 契約条件に基づく指示、承諾、協議等 (2) 条件変更に関する通知、承諾、協議等	契約書及び設計図書に基づき指示、承諾、協議等の関係図書を確認する。 条件変更に関する通知、承諾、協議等の関係図書を確認する。	契約書 設計図書 設計変更通知書
2 工事実施状況に関する検査 (1) 施工管理 ア 共通事項 イ 施工計画、工程管理 ウ 品質管理 (2) 現場管理 ア 現場整備 イ 安全管理 ウ 仮設備	書類、その他資料などの整理状況、関係法規の遵守状況、周辺環境への配慮及び対策状況を審査する。 施工計画書、工事打合議事録及び工程表の内容を審査し、工事内容に適しているか確認する。 計測記録及び品質管理の方法、内容を審査し、それが施工に反映されているか確認する。 現場内の整備状況、材料の保管状況、解体材及び発生材の処理状況を審査する。 安全対策及び安全施設の内容を審査する。 仮設計画書及び実施仮設工事の内容を審査する。	施工計画書 工事打合議事録 工程表 計測記録報告書 仮設計画書
3 出来形及び出来ばえに関する検査 (1) 出来形 (2) 品質 (3) 出来ばえ	形状寸法を審査し、定められた条件に適しているか確認する。なお、必要があると認められる場合は、計測等を行う。 性能を審査し、一定以上の技術的水準にあるか確認する。なお、必要があると認められる場合は、測定、操作、運転を行う。 外観、仕上り状態を審査し、一定以上の水準にあるか確認する。	試験成績書
4 その他 (1) 破壊検査	不可視部分の検査にあつて必要があると認めるときは、工事の施工部分を最小限度破壊して確認する。	